

業務の流れ

初回面談



各種調査&書類取得



起案&公証人打合せ



公証役場で作成



納品&費用精算

初回面談&各種調査&書類取得

遺言書作成の主旨や推定相続人・受遺者の情報、大まかな資産情報等についてお聞き致します。加え、遺言書効力、基本原則、費用・報酬支払いのご説明も致します。
(その場にて又は、後日改めて)受任となった場合には、業務委任契約書にご捺印の上業務開始となります。不足分の関係書類取得については委任状作成ご捺印にて当職が取得することも可能です。

起案&公証人打合せ

必要書類取得&現状調査・把握の後、文案を作成致します
起案書をご確認頂きご了承されましたら、公証役場へ予約連絡を行います。
公証人との打合せ(当職側)にて文案と費用の見積もりが提示されますのでご依頼者様に最終確認をして頂きます。
作成日・時間・持参するもののチェックも行います。

公証役場で作成&納品&費用精算

作成当日当職もご同行致します。(証人の手配を行った場合には、その者も)
公証役場にて公証人と顔合せ、公正証書遺言作成を行います。
作成完了後、幾つかの説明事項をお聞きいただき、業務完了となります。
公正証書遺言(正本・謄本)&お預かり書類一式を納品し、費用・報酬の精算となります。